

平成27年度包括外部監査結果に対する対応状況・方針等

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・ 室	監査結果	対応状況・方針等	
							28年度報告内容	29年度状況
1	意見	愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について	旅行者・旅行者代理業者の登録要件確認の適正化について	経済労働部	観光物産課	<p>県が旅行者の登録事務を行う際の登録要件のうち、財務関連書類等を確認したところ、注記表の添付を求めておらず、退職給付引当金の取り扱いなど経営状況の健全性判断に大きな影響のあるものについて、不明なものが多い。</p> <p>このため、少なくとも、中小企業の会計に関する指針に沿った計算書類の提出を求めることが望まれる。</p>	<p>旅行業の登録事務を行う際の添付書類は、旅行業法、同法施行規則等で定められており、注記表の記載はないことから、これまで添付を求めていなかったところであるが、御意見の趣旨を踏まえ、国・他県の状況等も確認の上、注記表の添付を求めることについて検討する。</p>	<p>財務関連書類の提出は、旅行者の業種別(1種、2種等)でそれぞれ設定している基準資産額を、申請業者が満たしているかどうかを確認するもので、この計算には貸借対照表を用いている。その他の財務関連書類は、貸借対照表が適正なものであるかどうかを確認することを目的として添付を求めている。</p> <p>登録申請に必要な添付書類は、旅行業法及び同法施行規則等で定められており、本県が独自に財務関係で追加の書類提出を求めるのは、その目的を超えて申請業者に負担を強いることになるため、現状通り注記表の添付は求めないこととし、審査基準(添付書類)変更等の情勢変化があれば、別途対応を検討する。</p>
2	意見	愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について	えひめ国際化推進基本指針の改訂の必要性について	経済労働部	国際交流課	<p>えひめ国際化推進基本指針は、平成9年の策定以来改訂されておらず、その後の国際情勢の変動や県内の国際化の現状に対応していない項目も目立つなど、県民感覚では、当指針が現在も有効とは確信できない状態となっている。</p> <p>また、当指針を総務省が都道府県に策定を求めている「多文化共生プラン」としても位置付けているとのことだが、それに関する記載も確認できない。</p> <p>このため、多文化共生プランとして明確に位置づけたうえで、国際化の現状を踏まえて改訂することについて、検討が望まれる。</p>	<p>指針が策定された当時(平成9年度)と比較すると、現在は、グローバル化の進展により、経済や文化等各専門分野での国際化が大幅に進展しており、県がリーダーシップをとり国際化を進めるという策定当時の状況が変化し、各市町、庁内各部局が独自の戦略で国際化の取組みを進めている。</p> <p>今後は、多文化共生や外国人向け防災教育等への対応が課題となっているため、指針の見直しに当たっては、多文化共生プランとしての位置付けを明示するとともに、市町や他部局が対応できていない新たな課題に絞り、県民の視点からどのように対応すべきかという観点について、平成29年度に実施予定の多文化共生をテーマとした公開フォーラムの実施結果等も検証の上、同年度中の指針の見直しを検討することとしている。</p>	<p>多文化共生をテーマとした公開フォーラムの開催結果(H29.2)等を踏まえるとともに、外国人向け防災・減災対策や日本語教育など新たな視点を取り入れ、各分野における有識者の意見をヒアリングしたうえで、多文化共生プランとしての位置づけを明確化した「えひめ国際化・多文化共生指針」の素案を、今年度内に策定することとしている。</p>

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・ 室	監査結果	対応状況・方針等	
							28年度報告内容	29年度状況
3	意見	愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について	愛媛県子ども読書活動推進計画の成果を表す指標の追加について	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画に示された主な課題には、公立図書館における児童書の貸出冊数など4つの項目を挙げているが、このうち地域や学校などで読み聞かせ活動等を行うボランティアについては、課題としているにもかかわらず、計画の数値目標として示した8つの指標には含まれていない。 当計画の重点事項としてボランティアとの連携を掲げていることから、学校における読書活動ボランティアの導入実績を成果を測る指標に追加することについて、検討が望まれる。	現在の愛媛県子ども読書活動推進計画の期間が平成30年度までであるため、次期改定に当たり、学校における読書活動ボランティアの導入に関する数値を指標に追加することを検討する。	現在の愛媛県子ども読書活動推進計画の期間が平成30年度までであるため、次期計画(平成31年度～)では指標の追加を検討する。 あわせて検討が必要となるデータの収集などの準備を進める。
4	意見	愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について	愛媛県子ども読書活動推進計画における目標設定について	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画の数値目標のうち、県内公立図書館の設置率100%という目標は、公立図書館のない市町にとっては相当の財政負担が伴うことから、全ての市町で達成することは難しいと考えられる。 そのような地域であっても、県は、県立図書館職員が訪問して実態を把握し、県立図書館の図書の一括貸出や相互貸借などの支援制度を紹介し、全ての県民が図書館サービスを利用できる体制をとっているとのことである。 居住する市町に図書館が無くても、県の体制で相当な事業効果が得られるのであれば、目標を「公立図書館サービスの利用可能市町」とするなどの検討が望まれる。	県立図書館では、相互貸借、協力図書、遠隔地返却サービスなどにより県内市町図書館等を支援している。また、図書館未設置町へ出向き出張貸出等を行うことで読書環境整備の機運を高め、広く県民に図書館サービスが提供できるよう努めているところであるが、各地域での子どもの読書活動推進のためには公立図書館が全ての市町に設置されることが望ましい。現在の愛媛県子ども読書活動推進計画期間の5年間(平成26年～平成30年)においては、100%達成は非常に困難であるため、次期計画(平成31年～)では各市町の現況を把握及び分析の上、目標を「公立図書館サービスの利用可能市町」とするなど検討する。	県立図書館では、相互貸借、協力図書、遠隔地返却サービスなどにより県内市町図書館等を支援している。また、図書館未設置町へ出向き出張貸出等を行うことで読書環境整備の機運を高め、広く県民に図書館サービスが提供できるよう努めているところであるが、各地域での子どもの読書活動推進のためには公立図書館が全ての市町に設置されることが望ましい。しかしながら、市町の財政事情等から、現在の愛媛県子ども読書活動推進計画期間でも県内公立図書館の設置率100%という目標は現実的に達成困難となっていることを踏まえ、次期計画(平成31年度～)の中で指標の変更を検討するため、市町の現状の把握及び分析を進めている。
5	意見	愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について	愛媛県子ども読書活動推進計画における達成困難な目標の取り扱いについて	教育委員会	生涯学習課	愛媛県子ども読書活動推進計画は県全体を対象とすることから、各市町の計画策定を目標とすることに合理性はあるが、将来的にも達成が困難な市町もあるため、現況の分析と対応について計画に盛り込むことが望まれる。	市町における子ども読書活動計画の策定は順調に進んでおり、将来的に策定困難な市町があるとは考えていないが、平成31年度からの次期愛媛県子ども読書活動推進計画の改定に当たり、市町の計画策定の状況及び策定できていない市町のフォローなど対応について検討する。	市町における子ども読書活動推進計画の策定率は平成29年度末までに85%(17市町)となる見込みで、策定率は順調に伸びている。次期計画(平成31年度～)では、未策定の市町への重点的なフォローなどの対応を盛り込むことを検討する。